

学部生・大学院生対象（奨学金返還支援）

奨学金事業実施名	平成29年度公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金返還支援候補者募集
応募資格及び対象	次の①、②のいずれかに該当し、かつ、③から⑤までの全てに該当する者 ①鹿児島県内（以下「県内」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）を卒業した者 ②鹿児島県外（以下「県外」という。）の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者（県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校を卒業した者に限る。） ③大学又は大学院（以下「大学等」という。）に在学し、平成31年3月（平成30年度中を含む。）に大学等を卒業（修了）予定の者 ④独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（以下「機構奨学金」という。）又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金（以下「育英財団奨学金」という。）の貸与を受けている者又は貸与を受けていた者 ⑤大学等を卒業（修了）後、県内企業等に就職する意思があり、かつ、県内居住を希望する者 ※鹿児島県が実施する次の修学資金の貸与を受けている者又は受けていた者は、重複して支援を受けることはできない。 ・へき地等勤務医師等修学資金 ・県看護職員等修学資金 ・鹿児島県獣医師確保対策修学資金
補助要件・金額	大学等卒業（修了）後、6か月以内に次の①及び②に該当し、かつ、その状況が継続している者 ①鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。 ②県内に居住すること。 原則として、大学（学部）在学中に借り受けた機構奨学金又は育英財団奨学金の全額。ただし、奨学金返還支援の要件を満たす前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予をされた奨学金の額は、支援対象外とする。 ※大学院に進学した場合は、次の優先順位で、在学中に借り受けたいずれかの奨学金の全額を支援対象とする。 ①大学（学部）②博士課程③修士課程
願書提出日	平成29年12月11日（月）
応募書類配布先	申請様式は公益財団法人鹿児島県育英財団ホームページに掲載されています。 http://www.kagoshima-ikuei.jp/
応募書類提出先	学生生活支援グループのほか、医学部・工学部・農学部の学務課・学務係でも取り次ぎします。
備考	制度の詳細は下記のHPで確認してください。 http://www.kagoshima-ikuei.jp/